

あなたのお家地震がきても大丈夫？

精密耐震診断(無料)の要望調査を実施します



対象となる住宅

村では、村民が安心・安全に暮らせるよう、古い木造住宅の**精密耐震診断に係る費用の全額を負担**します。住宅の耐震性を一般診断法に基づき、診断士が細かく診断し、診断書をお渡しします。

この機会に耐震診断を受けましょう！

【注意事項】

- ・予算等の都合上、実施できない場合がございます。
- ・診断実施日は令和7年5月以降になります。意向確認書をご提出いただいた方につきまして、個別で日時をご相談いたします。
- ・下記の対象となる住宅にあてはまらない場合は、全額自己負担となりますが、診断を実施することはできます。

① 昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること

※増築をしている場合、昭和56年5月31日以前に着工された部分が全体の過半を占めること。
また、平成17年6月1日以降に増築又は一部改築を行っていないこと。

② 木造住宅であること

③ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅であること



住宅耐震改修

精密耐震診断の結果、やや危険または危険と診断された住宅（総合評点 1.0 未満）に対し、耐震性を向上させるための耐震補強工事又は解体工事への補助制度があります。

【補助額】耐震補強工事:工事費用の4/5の額(限度額 1,150,000 円)

解体工事:解体費用の1/2の額(限度額 978,600 円)

ご注意等

- ・精密耐震診断は家屋の隅々まで確認して診断結果を求めるものです。診断に際しては**あらかじめ各部屋や外構を片づけていただきます**ので、ご承知いただいた上でお申し込みください。
- ・住宅耐震改修について、市町村から交付決定を受けており、かつ対象住宅における耐震改修後の総合評点が 1.0 以上となる場合は**県の上乗せ補助を受けられる場合があります**。詳しくは県庁建築住宅課（☎026-235-7335）までお問い合わせください。

(お問い合わせ) 木祖村役場産業振興課 商工観光係 ☎ 0264-36-2001

意向確認書提出期限:令和7年4月25日(金)役場産業振興課まで

キリトリ

耐震診断・耐震改修 意向確認書

(当てはまる項目にチェックしてください)

- 昭和56年5月31日以前に着工された住宅である
- 木造住宅である
- 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅である
- 令和7年3月以前に精密耐震診断を実施した
- 診断の結果、総合評点 1.0 未満であった

精密耐震診断を要望します。

耐震補強・解体を要望します。

令和 年 月 日

TEL

住所

氏名

印

※対象建築物の固定資産台帳を閲覧することに同意した上で押印してください。